

認定高度保安実施設置者制度に関する Q&A

令和6年11月

経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課

本資料に関しまして、御不明な点等がある場合には、下記の連絡先まで御連絡下さい。

産業保安・安全グループ電力安全課 認定高度保安実施設置者制度担当

E-mail： bzl-ninteiseido★meti.go.jp（送付の際は★を@に変更してください）

目次

1. 本資料の目的	1
2. 本資料の構成	1
3. Q&A	
(1) 認定高度保安実施設置者制度に関するもの	2
(2) 申請手続等に関するもの	5
(3) 認定基準等に関するもの	7
(4) 審査手続等に関するもの	10
(5) 変更の届出や認定の取り消し等に関するもの	14

1. 本資料の目的

令和 5 年 12 月 21 日に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）が施行され、認定高度保安実施設置者制度が開始しました。

この制度は、自立的に高度な保安を確保できる事業者について、経済産業大臣が認定を行い、当該認定を受けた事業者については、国による使用前・定期安全管理審査の省略、自主検査時期の柔軟化等の行政手続を簡略化することで、より自主性を高める仕組みです。

本資料は、認定高度保安実施設置者制度についてのよくある質問と回答を整理し公表するもので、本制度の申請等を行うに当たり、参考として御活用下さい。

2. 本資料の構成

本資料では、認定高度保安実施設置者制度についてのよくある質問と回答を、「（１）認定高度保安実施設置者制度に関するもの」、「（２）申請手続等に関するもの」、「（３）認定要件等に関するもの」、「（４）審査手続等に関するもの」、「（５）変更の届出や認定の取り消し等に関するもの」の５類型に分類して整理をしています。

なお、認定高度保安実施設置者制度の認定基準等は、以下①～⑤までの法令等において規定しております。

- ① 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/339AC00000000170>
- ② 電気事業法施行令（昭和 40 年政令第 206 号。以下「政令」という。）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/340CO00000000206>
- ③ 電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「省令」という。）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=407M50000400077>
- ④ 電気事業法施行規則別表第八第二の項下欄の 3 の経済産業大臣が定める基準（令和 5 年経済産業省告示第 149 号。以下「告示」という。）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/ninteikokuji.pdf
- ⑤ 認定高度保安実施設置者の認定について（20231211 保局第 1 号。以下「通達」という。）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/ninteitsuuta_tsu.pdf

3. Q&A

(1) 認定高度保安実施設置者制度に関するもの

No.	質問	回答	関係条文
1	認定の審査期間中に安全管理審査の受審時期を迎えた場合には、安全管理審査を受審する必要があるのでしょうか。	認定の審査期間中であっても、原則として安全管理審査制度の受審期限までに受審する必要があります。	法第 55 条第 4 項
2	認定高度保安実施設置者として認定を受けた場合、省令第 94 条の 5 第 1 項第 2 号に掲げる時期に行う審査（解消審査）を受審する必要がありますか。	解消審査を受審する必要はありません。	法第 55 条の 13 第 2 項
3	認定高度保安実施設置者は自主検査を定期に行うことは要しなくなりますが、その場合、自主検査の時期はどのように決まるのでしょうか。	認定高度保安実施設置者は、告示第 4 条第 1 項に基づき、危険源を特定し、リスクが顕在化する頻度や影響度に関する評価等を踏まえて設定した寿命評価等を活用して、自ら自主検査の実施時期を定めることとなります。 なお、認定の審査の際には、自主検査の実施時期を定める方法の適切性についても審査の対象となります。	法第 55 条の 13 第 1 項 告示 第 5 条第 1 項第 4 号
4	認定高度保安実施設置者の自主検査の結果の記録及び使用前自主検査の結果の記録の保存期間を教えてください。	まず、自主検査の結果の記録は、認定が法第 55 条の 9 の規定による取消しその他の事由により効力を失う場合以外は、認定高度保安実施設置者として認定されている期間の保存が必要となります。 次に、使用前自主検査の結果の記録は、省令第 73 条の 5 第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項の記録は使用前自主検査の実施後 5 年間、同項第 7 号から第 11 号までに掲げる事項の記録は、次の使用前安全管理審査の受審まで、保存が必要となります。 なお、告示第 11 条第 1 項第 2 号～第 6 号までに掲げる事項の記録については、事業者毎に記録の保存期間を定め	省令第 73 条の 5 第 2 項 第 94 条の 4 第 3 項 告示第 11 条第 1 項

No.	質問	回答	関係条文
		てください。	
5	高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）の施行日（2023年12月21日）に、現にシステム制度の評定（S,A,B）を受けている場合には、施行日以降も評定に基づく周期で定期自主検査を行い、かつ安全管理審査を受審することは認められるのでしょうか。	認められます。 施行日に現にシステム制度の評定を受けている事業者は、施行日以降の安全管理審査制度において最初に評定通知を受けるまで又は認定を受けるまでの間は、評定に基づく周期で定期自主検査を行い、かつ安全管理審査を受審いただくこととなります。 例えば、2022年にシステムSの評定を受けた事業者については、次回の安全管理審査の受審期限は2028年であり、当該安全管理審査の結果の通知を受けるまでの間は、従前の周期で定期自主検査を実施いただきます。	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年経済産業省令第57号）附則第2項
6	法第52条に基づき行われる溶接自主検査については、これまで安全管理審査において実施状況及びその結果を併せて確認することとされていましたが、認定高度保安実施設置者についてはどこで確認されるのでしょうか。 また、溶接自主検査年報について、認定高度保安実施設置者は提出の義務を負うのでしょうか。	認定高度保安実施設置者による溶接自主検査の実施状況については、認定期間の中間時点から1年前後を目安に行われる立入検査等において確認します。 また、認定高度保安実施設置者は溶接自主検査年報の提出の義務を負いません。	電気関係報告規則第2条第1項第9号
7	認定組織（A部門）と認定組織でない部門（B部門）が同一の保安規程の下で保安管理を実施している場合、保安規程中、B部門に係る部分のみが変更となった場合の届出の取扱いはどうなるのでしょうか。	法第55条の10に基づく保安規程に係る特例は、認定高度保安実施設置者にのみ適用されます。このため、A部門に係る変更が生じた場合には、A部門からの提出は要しませんが、省令第95条の8に基づき変更のあった保安規程を記録保存しなければならない一方、B部門に係る変更が生じた場合には、法第42条第2項に基づき保安規程変更届出を要します。	法第42条第2項 法第55条の10 省令第95条の8
8	認定高度保安実施設置者として認定を受けた日から、即日、申請した保安管理	新たな保安管理体制やマニュアルへの切り替えについては、必ずしも認定高度保	－

No.	質問	回答	関係条文
	体制に切り替える必要はありますか。また、認定に伴いマニュアル等を変更する場合、新しいマニュアルへの切り替えについても、認定高度保安実施設置者として認定を受けた日に即日行う必要はあるのでしょうか。	安実施設置者として認定を受けた日から実施する必要はありません。新たな保安管理体制等への移行は、認定を受けたのち、遅滞なく（合理的理由なしに大きく遅れることなく）行っていただくようお願いいたします。	
9	認定期間の中間時点から1年前後を目安に行う立入検査について、実施時期及び実施内容はどのように通知されるのでしょうか。	実施前に日程を調整の上、経済産業省から実施日時を通知します。なお、当該立入検査では、認定基準への適合性が維持されているか（認定時に併せて伝える審査会からの申し送り事項についての取組状況を含む。）についての確認等を行うこととなります。	－

(2) 申請手続等に関するもの

No.	質問	回答	関係条文
1	認定の申請において、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織の単位は、どのように定めるのでしょうか。例えば、送配電会社において、送電部門・変電部門・配電部門が存在する場合、配電部門以外の送電部門および変電部門のみで申請することや、長期停止中で他の火力発電所と保安管理手法が異なる火力発電所を除いて、認定組織として申請することも可能でしょうか。	「保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織の単位」とは、統一的な手法により保安管理を実施する組織を意味します。 このため、統一的な手法により保安管理を実施することが可能であれば、送電部門及び変電部門のみで申請することや、保安管理手法が異なることを理由に長期停止中の火力発電所を除いて認定組織として申請することは可能です。	通達 2.(1)
2	認定に係る組織の概要を記載した書類について、「従業員数」と「事業用電気工作物の設置の場所及び種類」は何を記載すればよいのでしょうか。	従業員数とは、認定に係る組織に所属する従業員数を記載ください。 事業用電気工作物の設置の場所及び種類とは、例えば認定組織が管理する事業用電気工作物が火力発電所である場合には、発電所名称・所在（都道府県及び市区町村）・総出力・原動力の種類・ボイラー/ST/GT/液ガス設備の数、を記載いただくことを想定しております。	通達 2.(2)②
3	申請時点で安全管理審査を受けたことのない設備についても、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織の単位に含めることは可能でしょうか。	安全管理審査の受審は認定の要件とはしておらず、通達 別添 1 の表の全ての基準を満たすことができれば、当該組織の単位に含めることは可能です。	通達 別添 1
4	認定の更新を受けようとする場合には、認定の期限（認定後 7 年間）が到来するまでに、更新認定を受ける必要がありますのでしょうか。それとも、期限の到来までに更新の申請を行えば、更新認定を受けるのは期限の到来後でも良いのでしょうか。	認定の期限が到来するまでに、更新認定を受ける必要があります。このため、更新の申請は余裕をもって行っていただきますよう、お願いいたします。	法第 55 条の 6 第 1 項 政令 第 41 条 通達 4.(1)
5	認定の更新を受けようとする場合におい	前回認定時の申請書類から法第 55 条	通達

No.	質問	回答	関係条文
	て、認定の基準に適合することを説明した書類の提出は不要でしょうか。	の7の規定により届出がなされた変更以外の変更有る場合を除いて認定の基準に適合することを説明した書類の提出は不要です。 なお、法第 55 条の7の規定により届出がなされた変更以外の変更有る場合には、当該変更箇所について、認定の基準に適合することを説明した書類の提出が必要です。	4.(1)
6	省令様式第 62 の 5、様式第 62 の 7 について、公印押印は必要でしょうか。	不要です。	省令様式第 62 の 5、様式第 62 の 7

(3) 認定基準等に関するもの

No.	質問	回答	関係条文
1	認定高度保安実施設置者の認定基準はどこに定められていますか。	通達 別添 1 の表に基準を掲げています。	通達 別添 1
2	認定高度保安実施設置者の認定基準は、認定単位となる組織全体として満たすことが必要でしょうか。 例えば、組織全体のうち、1 事業場のみが認定基準を満たしており、他の事業場では満たしていない場合には、認定されないのでしょうか。	認定単位となる組織全体として満たすことが必要です。 組織の一部である 1 事業場が認定基準を満たしていない場合には、認定を受けることはできません。（ただし、長期停止中の発電所について、通常稼働中の発電所と保守管理の手法が異なる等、合理的な理由に基づく保安管理の相違については、考慮いたします。）	通達 2.(1)
3	認定基準に適合した保安管理を実施するために、従来の保安管理の方法を見直す必要がある場合に、認定申請時点で、見直した方法で保安管理を実施している実績（例えば、新たな点検方法での点検の記録等）は必要でしょうか。	必ずしも申請時点で実績が必要であるわけではございませんが、実績がない場合には、審査の際に見直しの状況や、見直しが途上である場合には、今後の見通しなどを御説明いただくとともに、認定期間の中間時点から 1 年前後を目安に行う立入検査において、見直し後の保守管理等の実施状況を確認します。加えて更新審査等の際にも、見直した方法での保安管理の実施の実績を確認させていただきます。	－
4	省令別表 8 の一下欄の 1 について、「認定に係る組織の全ての従業員」に協力会社の従業員は含まれるのでしょうか。	協力会社の従業員は含まれません。	省令 別表第 8 の一下欄の 1
5	保安管理部門とは、どの単位の組織を指すのでしょうか。	本社に置かれている、各事業所の保安管理を担当する部門（例えば、「火力発電部」等）を指します。	省令 別表第 8 の二下欄の 1
6	通達の評価の視点に、「監査を行う監査員は監査対象となる電気工作物の保安管理に関わっていない人員となっていること。」とありますが、具体的にはどのような人員を指すのでしょうか。	例えば、監査の対象となる事業所に勤務する人員以外の者や、同じ事業所内に勤務する人員であっても監査の対象となる保安管理とかかわりのない業務に従事している者、さらには本社から委託した外部の監査法人に所属する監査人など	省令 別表第 8 の二下欄の 2

No.	質問	回答	関係条文
		がこれに当たります。	
7	通達の評価の視点に、「情報通信技術の活用中に保安管理上の異常が認められた際の対応手順等を確立していること。」とありますが、保安管理上の異常とは具体的にどういった状態を指すのでしょうか。	センサの誤作動や、ドローンの墜落など、情報通信技術の活用中に何らかの異常が生じた状態を指します。 なお、「情報通信技術の活用によって得られた知見等を反映し、保安管理体制を改善する仕組みを構築していること。」との評価の視点において、情報通信技術を活用して設備の異常等を確認した場合における対応（設備故障兆候等を検知した場合の対応等）についても、事前の対応手順構築等を求めています。	省令 第 95 条の 4 第 2 項 第 2 号
8	通達の評価の視点に、「上述の各プロセスにおいて外部システムを利用する場合は、開発事業者等との協力体制を確保し、機能保証に関する確認を完了していること。」とありますが、協力体制を確保とは具体的にどういった状態を指すのでしょうか。	外部のシステムに異常等が発生して正常な動作が望めなくなった場合などに、開発事業者等との間で円滑に連絡を取り合い、迅速に復旧できる体制を整えるなど、異常発生時に保安管理への影響を最小化するために必要な協力体制を開発事業者等との間で構築している状態を指します。	省令 第 95 条の 4 第 2 項 第 2 号
9	特定要求事項について「法及び法に基づく命令の規定に基づく保安管理に係る要求事項並びに保安管理部門又は事業所が自ら特定する要求事項をいう。」と定義づけられていますが、具体的にどういったものを指すのでしょうか。	法及びその下位法令に定められた要求事項並びに事業者が自ら定めている保安規程や各種の規程類等における要求事項を指します。	告示 第 1 条 第 3 号
10	危険源に人的危険要素（労働災害に係る危険源）は含まれるのでしょうか。	本告示は法の下位規定であり、他法令で担保されている労働災害までを危険源として特定、評価することは求めません。 なお、事業者の判断として、労働災害について危険源の特定及び評価を行うことを妨げるものではありません。	告示 第 4 条 第 1 項
11	危険源の特定及び評価について、どのような手法が考えられるのでしょうか。	危険源の特定及び評価の手法については、様々なものがありうと考えております。 例えば、危険源により発生するハザード	告示 第 4 条 第 1 項

No.	質問	回答	関係条文
		事象（事故等）の発生確率及び発生時の影響をそれぞれ段階評価し、両者を勘案して総合的にリスクが高いと評価される場合には、補修その他の対策を実施し、さらに実施後の残存リスクを確認する、等の方法が考えられますが、これに限られるものではありません。	
1 2	通達の評価の視点に、「危険源特定の知見を有する人材を保安に影響を与える危険源の特定の責任者として選任すること。」とあるが、知見を有する人材は、資格等が必要でしょうか。	何らかの資格の取得を要件として求めているわけではありませんが、危険源の特定を行うことのできる人材を、危険源特定の責任者として選任し、かつその選任理由を御説明いただく必要があります。	告示第4条
1 3	自主検査を行う組織ごとに適切な自主検査の実施体制の整備及び実施方法の決定を行う旨が規定されていますが、自主検査に係る社内規程は、申請する組織単位で共通のものとする必要はあるのでしょうか。あるいは、個別の発電所毎に定めることは許容されるのでしょうか。	本制度における申請単位は、「統一的な手法により保安管理を実施する組織」としていることから、原則として申請組織における自主検査に係る社内規程類は共通になるものと考えており、仮に共通でない場合には、その理由を御説明いただきます。 ただし、個別の発電所毎に、その設備特性に応じて、異なる手順書その他の下位規程類を定めていることを否定するものではありません。	告示第5条第1項第3号
1 4	告示第5条及び第6条に規定する要件は、特定電気工作物の保安管理のみに係る要件でしょうか。	告示第5条第1項第1号～第4号は、特定電気工作物に対する自主検査に係る要件です。 また、同項第5号及び第2項並びに第6条の要件は、特定電気工作物に限らず、事業用電気工作物に係る要件です。	告示第5条第6条

(4) 審査手続等に関するもの

No.	質問	回答	関係条文
1	書類審査では、「認定の基準に適合することを説明した書類」に記載した事項のエビデンスとして、どのような関係資料の提出が求められるでしょうか。	「認定の基準に適合することを説明した書類」に記載した内容に関する規程類、記録及び取組の紹介資料（通達別添 1 の掲げる書類の例など）の提出を求めます。 具体的には、認定要件に関係する、保安業務に係る方針や計画類、文書体系図等に記載のある部門共通の保安関連規程類及び現地調査で訪問する発電所の所内規程類、点検や是正・予防措置等に係る各種記録、テクノロジーの導入方針・計画や導入した/検証中の技術の概要説明資料並びにサイバーセキュリティに係る規程類及び対策・システムの概要説明資料などがこれに当たります。 また、「認定の基準に適合することを説明した書類」において、いずれの記載がどの規程類等と対応関係にあるのか、明らかにしていただくようお願いいたします。 （例）「認定の基準に適合することを説明した書類」の各記載の後に、括弧書きで関係する規程の名称及び項数を記載する。 なお、「認定の申請に係る組織の体制並びにその使用する事業用電気工作物の設置の場所及び種類を記載した書類」、「認定の基準に適合することを説明した書類」については、特段の様式の指定はございません。	通達 別添 1
2	認定の申請から認定を受けるまでの審査期間はどの程度でしょうか。	申請内容によって左右されますが、審査書類送付から、概ね 4 か月程度を想定しております。 なお、スケジュールのイメージは以下のとおりです。	—

No.	質問	回答	関係条文
		<スケジュールイメージ> ① 申請時期相談（極力早期に） ② 審査書類※送付（認定日-4ヵ月） ※「認定の基準に適合することを説明した書類」及び関係資料（現地調査までに正式申請） ③ 現地調査（認定日-2ヵ月） ④ 審査会審査（認定日-1ヵ月） ⑤ 認定証発行（認定日）	
3	現地調査先の電気工作物の設置場所 はどのような場所をどのように選定する のか。	書類審査の結果によりますが、事業所 2 ～ 3カ所程度を想定しています。事業所 の選定については、書類審査の結果を踏 まえ事前に個別に協議の上、高度な情 報通信技術を積極的に活用している事 業場や、バイオマス発電設備など新しい 燃料を使用している事業場等を中心に 選定いたします。	－
4	現地調査において、保安全管理の取組の 説明や質疑応答に対応する者について、 職位の指定や必ず同席しなければならない 者の指定はありますか。また、具体的に どのような調査内容になるのでしょうか。	適切な御説明をしていただき、質問に対 して責任を持って回答が可能な方であれ ば職位は問いません。 また、現地調査は、2 日程度をかけて、 トップへのインタビュー、書類審査で未確 認のエビデンス確認、情報通信技術の活 用及びサイバーセキュリティ対策状況の確 認、従業員へのインタビュー並びに作業 現場の視察及び協力会社作業員へのイ ンタビュー等を行います。 なお、現地調査の効率化を図る観点か ら、書類審査において、可能な限り関連 する書類等を電子媒体で事前に確認い たします。 <現地調査スケジュールの例> ○ 1 日目：A 発電所 （審査者）外部有識者・経済産業省	－

No.	質問	回答	関係条文
		午前： ：認定要件に適合する旨の説明 ：トップインタビュー 午後：発電所内視察（情報通信技術の活用及びサイバーセキュリティ対策状況の確認等） ：従業員インタビュー ○ 2 日目：B 発電所 （審査者）経済産業省 午前：認定要件に適合する旨の説明 ：発電所内・作業現場等の視察 午後：従業員インタビュー（※） ※調査効率化の観点から、審査者を複数班に分けて同時にインタビューを実施する場合があります。	
5	現地調査の際に、多数の書類確認が必要になり、申請者に膨大な負担が生じる懸念がありますが、全ての書類を用意する必要はあるのでしょうか。	現地調査における書類確認を効率的に行う観点から、必要に応じてサンプリングにて確認します。ただし、審査を実施していく中で、認定基準への適合性に関して疑義が生じた等の場合には、この限りではありません。 なお、現地でのエビデンス確認を効率的に実施するために、書類審査時に可能な限り関連する書類等の提出に御協力ください。	－
6	現地調査に同行する外部有識者はどのような方でしょうか。	電力システム、保安力評価、スマート保安技術、IoT、サイバーセキュリティ、リスクマネジメント 等の専門家から、1～2 名程度を予定しております。	－
7	トップインタビューの対応者はどの程度の職位者が求められるのでしょうか。	法人の代表者あるいは申請組織に係る保安の責任を負う者による対応を求めます。	－
8	審査会審査は申請者において何らかの対応は発生するのでしょうか。	申請者に審査会審査へ参加を求めることは原則として行いませんが、審査会を構成する外部有識者からの質問等に対し	－

No.	質問	回答	関係条文
		て、経済産業省を通して、審査会の事前にあるいは後日に、回答を求める場合がございます。	
9	安全管理審査においては、審査基準に適合しない事項が一部の設備に限定され、その他の設備は審査基準に適合している場合には、制約条件を付与して審査基準に適合することとなりますが、認定高度保安実施設置者制度においても制約条件を付与して認定することはあるのでしょうか。	制約条件を付与しての認定はありませんが、書類審査、現地調査、審査会審査の中で経済産業省及び外部有識者より保安管理の取組について改善点等の指摘があった場合については、認定期間の中間時点から1年前後を目安に行う立入検査において、当該改善状況等について確認する場合がございます。	－

(5) 変更の届出や認定の取り消し等に関するもの

No.	質問	回答	関係条文
1	認定を受けている組織内での業務分掌の変更は、変更届出を要する事項に該当しますか。 例えば、発電所内の課の業務を一部他課へ移管する場合などが考えられます。	当該事項が認定高度保安実施設置者の申請の際に添付書類に記載されており、申請時の内容より変更があれば、業務分掌の変更に該当し、変更届出が必要となります。	通達 5.
2	認定を受けている組織内で、事業所内の組織の新設・廃止等の変更があった場合には、認定の審査を再度受審する必要がありますか。	受審の必要はありません。当該事項が認定高度保安実施設置者の申請の際に添付書類に記載されており、申請時の内容より変更があれば、組織体系の変更に該当し、変更届出が必要となります。	通達 5.
3	法第 55 条の 9 第 1 号の規定に該当する事故を生じさせた場合、認定高度保安実施設置者は経済産業省へ報告し、経済産業省がその責めに帰すべき事由に該当するかを判断するのでしょうか。	当該事故を生じさせた場合には、経済産業省がその責めに帰すべき事由に該当するかを判断します。通達図 3 のフロー図を参照ください。	通達 6. 通達図 3
4	認定高度保安実施設置者の認定が取り消された場合や、有効期限が到来して失効した場合に、次回の定期自主検査の実施時期及び安全管理審査の受審時期はいつになるのでしょうか。	次回の定期自主検査の実施時期は、定期自主検査の対象となる特定電気工作物毎に、前回の自主検査から省令第 94 条の 2 第 1 項各号の期限が到来しているものについては遅滞なく実施することとし、まだ期限が到来していないものについては、その到来する時期に実施することとなります。 また、次回の安全管理審査の受審時期は、認定が取り消された場合には、当該取り消された時期とし、その他の場合については、次回の定期自主検査を実施する時期となります。	省令 第 94 条の 2 第 1 項 第 94 条の 5 第 95 条の 7